

岡山県無料検査事業に係る 仕入控除税額報告書の作成マニュアル

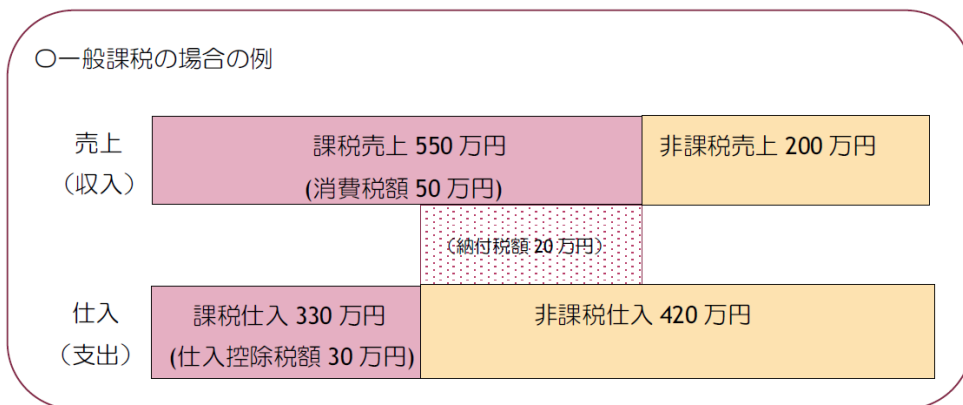
1	仕入控除税額報告の概要について	… 1
2	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成手順	… 2
3	仕入控除税額にかかるフローチャート	
	(1) 個人事業者及び公益法人等以外の法人版	… 4
	(2) 公益法人等版	… 5
4	消費税の <u>申告義務がない</u> 場合の入力例（電子申請）	… 6
5	消費税の <u>申告義務がある</u> 場合の入力例（電子申請）	… 7
6	記入例	
	(1) <u>無料検査の実施に要する経費</u>	
	例 1-1 交付決定及び額の確定通知書例（様式第4号（第9条関係））	… 8
	例 1-2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳と実績報告書の関係	… 9
	例 1-3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳記載例	… 10
	(2) <u>検査体制整備に要する経費</u>	
	例 2-1 交付決定及び額の確定通知書例（様式第4号（第9条関係））	… 13
	例 2-2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳と実績報告書の関係	… 14
	例 2-3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳記載例	… 15

課税売上や課税仕入の区分など、消費税や確定申告に関することについては、
所管の税務署にお問い合わせください。

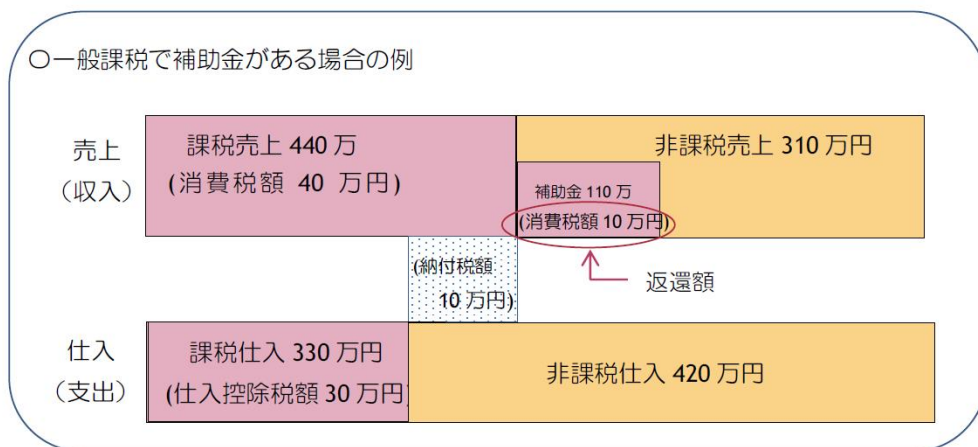
1 仕入控除税額報告の概要

(1) 消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。



一方、補助金は、消費税の負担を目的した部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。



(2) 報告の目的について

(1)の理由により、補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、県から納付書（請求書）を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成手順

(1) 作成する書類等

はじめに、4～5ページのフローチャートで返還金の発生の有無と必要な添付書類を確認してください。(複数の交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに手続が必要です。)

① 消費税の申告義務がないため返還金が0円の場合

- ・ 下記のQRコードをスマートフォンで読み取って、岡山県電子申請システムから報告してください。(パソコンで URL からアクセスする方法でも可能です。)
- ・ 岡山県電子申請システムに入力するだけで報告が完結します。同システムへの入力については、6ページの「消費税の申告義務がない場合の入力例」を参考にしてください。
- ・ 岡山県電子申請システムによる報告ができない場合は、(2)の消費税の申告義務がある場合と同様に報告書(返還金0円)を提出してください。

ア 交付決定及び額の確定通知日が令和5年3月31日以前の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28549



イ 交付決定及び額の確定通知日が令和5年4月1日以降の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30983



② 消費税の申告義務がある場合

次の書類の提出が必要です。

- | | |
|---|--|
| ア | 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式) 必須 |
| イ | 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳(返還相当額がある場合のみ必須) |
| ウ | 添付書類(添付すべき書類はフローチャート(4～5ページ)を参考にしてください) |

(2) 作成様式

岡山県疾病感染症対策課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/771756.html>

① 返還金が0円の場合

ア 交付決定及び額の確定通知日が令和5年3月31日以前の場合

ファイル1【様式第7号】_(返還相当額が0円の場合).xlsx

イ 交付決定及び額の確定通知日が令和5年4月1日以降の場合

ファイル2【様式第7号】_(返還相当額が0円の場合).xlsx

②返還金が発生する場合

ア 交付決定及び額の確定通知日が令和5年3月31日以前の場合

ファイル3【様式第7号】_積算内訳付（返還額有用）.xlsx

イ 交付決定及び額の確定通知日が令和5年4月1日以降の場合

ファイル4【様式第7号】_積算内訳付（返還額有用）.xlsx

- ※ 上記のエクセルファイルに入力または手書きのいずれの方法でも作成可能です。（エクセルファイルには数式が入っています。必要に応じて追加・変更・削除してください。）
- ※ 積算内訳は仕入控除税額の算出方式に応じて3パターン（全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式）あります。当てはまるものを選んでください。
- ※ 返還金が発生する場合の様式は積算内訳とセットになっていますが、返還金が0円の場合の様式では積算内訳はセットになっていません。
- ※ 積算内訳の作成方法等については8ページ以降を参考にしてください。

(3) 添付書類の用意

様式第7号と合わせて提出が必要な添付書類は、4～5ページのフローチャートにより確認してください。

(4) 提出方法

- ・ 郵送または電子データで提出することができます。
- ・ 電子データで提出する場合は、添付書類をスキャンしてPDF形式にしてください。
- ・ (2)のエクセルファイルに入力して作成した場合であっても、印刷して紙で提出していただくことは差し支えありません。
- ・ 印刷して手書きで作成した場合であっても、全ての書類をスキャンし、PDF形式にして、電子データで提出していただくことは差し支えありません。

① 郵送で提出する場合

次の宛先に郵送してください。

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県保健医療部疾病感染症対策課企画班
--

② 電子データで提出する場合

岡山県電子申請システムを使用します。URLは下記のとおりです。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28550

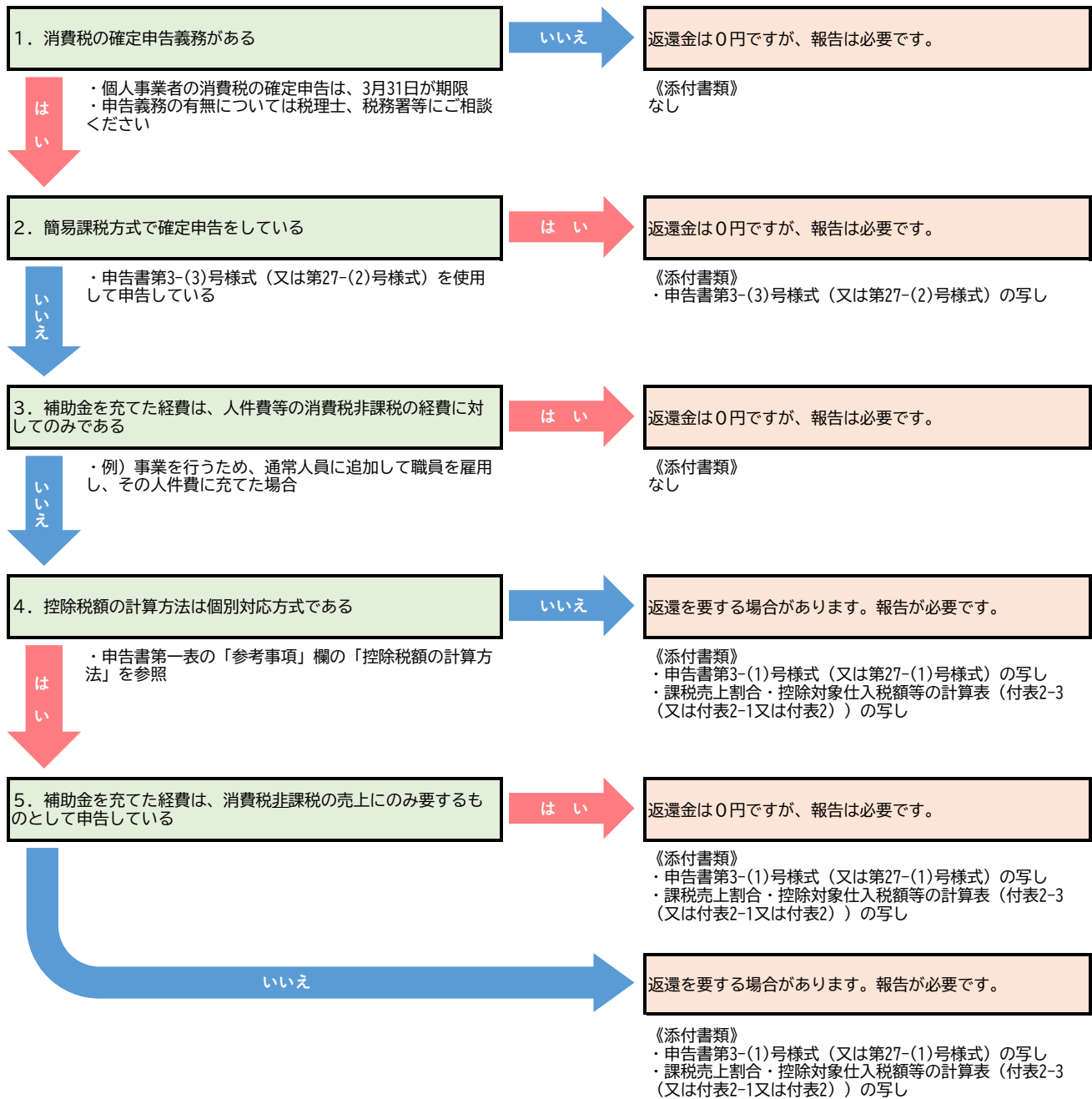


※ (1)①の「消費税の申告義務がないため返還金が0円の場合」の報告フォームとはURLが異なりますのでご注意ください。

(5) お問い合わせ先

岡山県保健医療部疾病感染症対策課企画班
TEL：086-226-7955

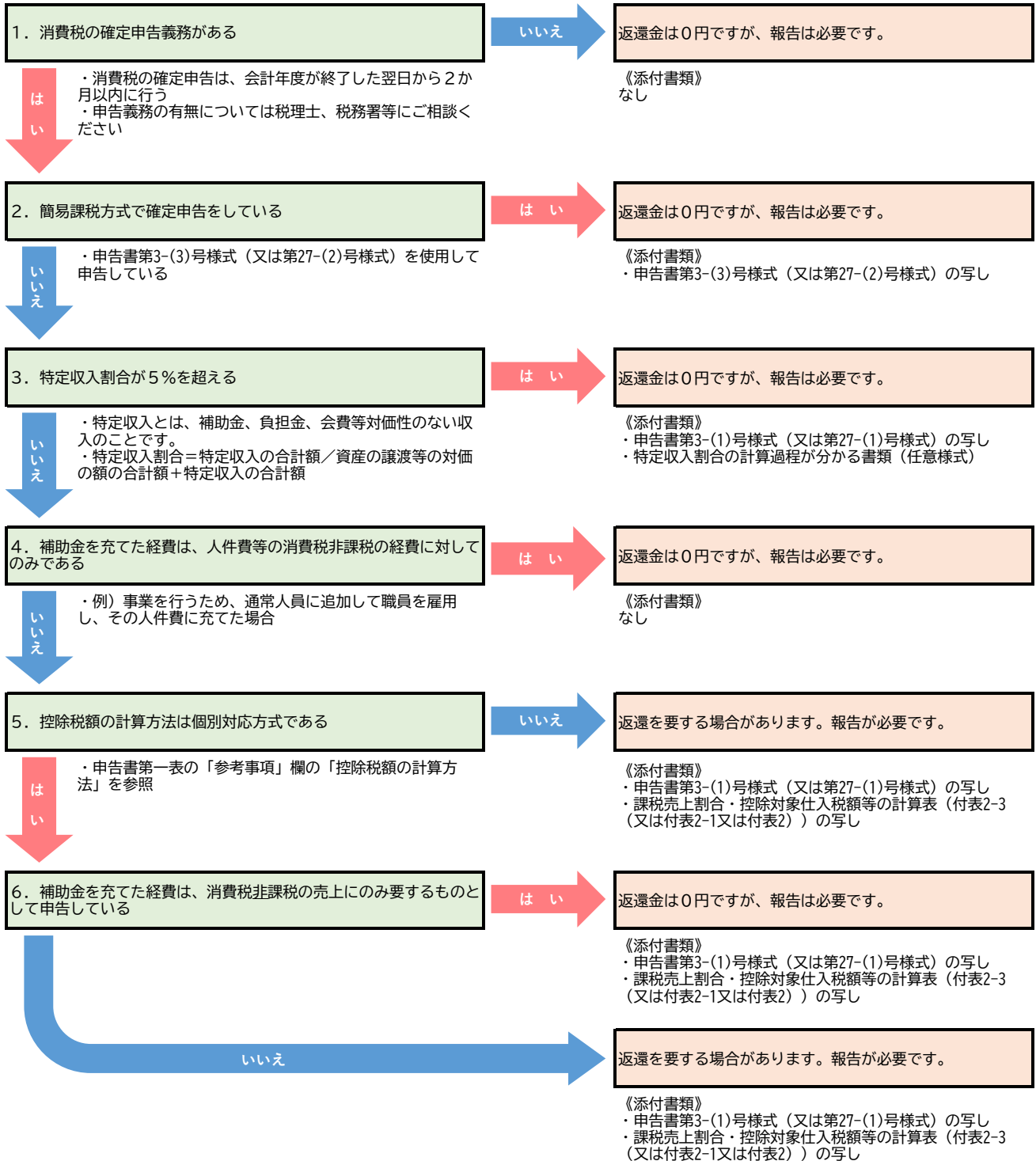
3(1) 仕入控除税額に係るフローチャート《個人事業者及び公益法人等以外の法人版》



3(2) 仕入控除税額に係るフローチャート《公益法人等版》

このフローチャートの適用になる事業者は次のとおりです。

- ・国または地方公共団体の特別会計
- ・消費税別表第三に掲げる法人
例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人（通常の医療法人は対象外）
- ・人格のない社団等



4 消費税の申告義務がない場合の入力例（電子申請）

岡山県電子申請システムを利用することで、簡単に報告ができますので、県から送付した交付決定及び確定通知書をご用意の上、この見開きページに沿ってご報告ください。

【確定通知書 例】

交付決定及び確定通知書 例

様式第4号（第9条関係）

岡山県指令保第 9999 号
医療法人ももら会

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 4 年 3 月 31 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、同規則第7条の規定により通知するとともに、同規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を次のとおり確定をしたので通知します。

令和 4 年 3 月 31 日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

記

1 補助金交付決定額は、金 1,199,000 円とする。

2 補助金の額を、金 1,199,000 円に確定する。
【令和3年度 第4回半期分】
当該検査の実施に要する経費に対する補助金（同半期ごと）

岡山県電子申請サービス

【消費税の申告義務のない法人等限り】岡山県無料検査事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告フォーム

- ①-1 https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28549
 ①-2 https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30983

- ※交付決定及び額の確定通知日がR5. 3. 31以前の場合
 ※交付決定及び額の確定通知日がR5. 4. 1以降の場合

1 申請者情報

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は「交付決定ごと」に報告する必要があります。
 複数回交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに初めから入力をおこなってください。

事業形態を選択してください。 **必須**

個人事業主
 法人 **②**

法人名称を入力してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります **③**

法人等住所を入力してください。 **必須**

代表者役職を入力してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代表者氏名を入力してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

氏名 名

文書番号を入力してください。 **必須**

交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）に記載している「岡山県指令保欄」に続く文書番号を半角数字で入力してください。

岡山県指令保欄 号 **④**

交付決定及び額の確定通知年月日を入力してください。 **必須**

交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）に記載している通知年月日を入力してください。

年 月 日 **⑤**

補助金の確定額を入力してください。 **必須**

補助金の確定通知により確定した金額を半角数字で入力してください。

円 **⑥**

補助事業の内容を選択してください。 **必須**

無料検査の開始に当たっての印刷検査に要する経費
 無料検査の実施に要する経費（同半期ごと）
 無料検査の実施に要する経費（各月ごと） **⑦**

選択肢

検査実施期間を選択してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります **⑧**

無料検査の実施に要する経費に係る検査の場合に選択してください。

令和3年度第3回半期

検査実施期間を選択してください。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

無料検査の実施に要する経費に係る検査の場合に選択してください。

令和3年12月分

間違いがあればチェックボックスにチェックを入れてください。 **必須** **⑨**

消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

2 担当者情報

担当者氏名を入力してください。 **必須** **⑩**

氏名 名

電話番号を入力してください。 **必須**

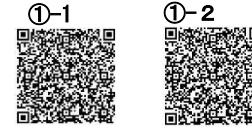
担当者情報と連絡可能な電話番号をハイフン（半角）付きで入力してください。

電話番号

メールアドレスを入力してください。 **必須**

担当者情報のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス



**確定通知書ごとに
 手続が必要です。**

- ① 上記①-1か①-2のサイトにアクセスして、左の手続画面へ進む。（途中で利用者登録が案内されますが、登録しなくても手続は可能です。）
- ② 個人事業主か法人か選択してください。
 ※この選択に従って③の選択肢が変化します
- ③ 法人名称（個人の場合は事業主氏名）、住所、代表者職名（個人の場合は不要）、代表者氏名を入力ください。
- ④ 文書番号を転記してください。
- ⑤ 交付決定及び額の確定通知年月日を転記してください。
- ⑥ 補助金の確定額を転記ください。
- ⑦ 事業の内容を選んでください。
 ※この選択に従って⑧の選択肢が変化します。
- ⑧ 検査実施期間を選択してください。
 （体制整備に係る補助金の場合は選択できません）
- ⑨ チェックボックスにチェックを入れてください。
- ⑩ 入力された方のお名前・電話番号・メールアドレスを入力して、確認へお進みください。
- ⑪ 次の画面で、「**申込む**」を選択いただければ、作業は終了です。

※申込が完了すると、利用者側での照会等ができません。報告内容を確認したい場合は、必ず「申込む」を押した後に**出力可能なPDF**を保存してください。

5 消費税の申告義務がある場合の入力例（電子申請）

岡山県電子申請システムを利用することで、データでの報告ができますので、県から送付した交付決定及び確定通知書をご用意の上、この見開きページに沿ってご報告ください。

【確定通知書 例】

交付決定及び確定通知書 例

様式第4号（第9条関係）

岡山県指令保第 9999 号

医療法人ももら会

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 4 年 3 月 31 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、同規則第7条の規定により通知するとともに、同規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

令和 4 年 3 月 31 日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

記

1 補助金交付決定額は、金 1,199,000 円とする。

2 補助金の額を、金 1,199,000 円に確定する。
【令和3年度 第4回半期分】
※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（同半期ごと）の場合

岡山県電子申請サービス

【エクセルデータ提出用】岡山県無料検査事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28550

1 申請者情報

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は「交付決定ごと」に報告する必要があります。複数回交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに初めから入力をおこなってください。

事業形態を選択してください。 **必須**

個人事業主 **2**

法人

法人名称を入力してください。 **必須** 業種別の結果によって入力条件が変わります **3**

法人住所を入力してください。 **必須**

代表者役職を入力してください。 **必須** 業種別の結果によって入力条件が変わります

代表者氏名を入力してください。 **必須** 業種別の結果によって入力条件が変わります

氏 名

交付決定及び額の確定通知年月日を入力してください。

交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）に記載している通知年月日を選択してください。 **4**

補助金の確定額を入力してください。 **必須**

補助金の確定通知により確定した金額を半角数字まで入力してください。

円 **5**

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）を入力してください。 **必須**

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）を入力してください。

※0円の場合は0を入力 **6**

補助事業の内容を選択してください。 **必須**

無料検査の開始に当たっての初期調査に関する経費

無料検査の実施に関する経費（回半期ごと）

無料検査の実施に関する経費（毎月ごと） **7**

御担当者の氏名を入力してください。 **必須** **8**

氏 名

電話番号を入力してください。 **必須**

御担当者と連絡が可能な電話番号をハイフン（半角）付番で入力してください。

電話番号

メールアドレスを入力してください。 **必須**

御担当者のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書データアップロード

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書データ **9**

※様式第7号（第15条関係）は必ず提出してください。

※様式第7号別紙（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の届出内訳）については要返還相当額がある場合必ず提出してください。

添付書類アップロード **10**

※必要に応じて、消費税の確定申告書内訳表と納税・控除対象仕入税額等の計算書等を添付アップロードしてください。



**確定通知書ごとに
手続が必要です。**

- ① 上記サイトにアクセスして、左の手続画面へ進む。
(途中で利用者登録が案内されますが、登録しなくても手続は可能です。)
- ② 個人事業主か法人か選択してください。
※この選択に従って後の選択肢が変化します
- ③ 法人名称（個人の場合は事業主名）、住所、代表者職名・氏名（個人の場合は不要）を入力ください。
- ④ 交付決定及び額の確定通知年月日を転記してください。
- ⑤ 補助金の確定額を転記ください。
- ⑥ 要返還相当額を記入してください。
(0円の場合は0を入力)
- ⑦ 事業の内容を選んでください。
- ⑧ 入力された方のお名前・電話番号・メールアドレスを入力してください。
- ⑨ 報告書データをアップロードしてください。
※様式第7号（第15条関係）は必ず提出してください。
※様式第7号別紙（積算内訳）は要返還相当額がある場合に提出してください。
ホームページでは第7号様式と7号別紙を一つにまとめたExcelデータを公開していますのでご利用ください。
- ⑩ 添付書類（消費税の確定申告書や課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表、等）を必要に応じてアップロードしてください。
提出が必要な添付書類はP4～5のフローチャートにより確認してください。
- ⑪ 次の画面で、「**申込む**」を選択いただければ、作業は終了です。
報告完了後、利用者様側からシステム内での報告内容照会や修正が出来ませんので、必要な場合は県コロナ対策室へご連絡ください。

様式第 4 号（第 9 条関係）

交付決定及び額の確定通知書例
(検査の実施に関する経費)

岡山県指令保福第 9999 号

医療法人ももうら会

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 4 年 3 月 31 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定し、同規則第 7 条の規定により通知するとともに、同規則第 14 条の規定により、交付すべき補助金の額を次のとおり確定をしたので通知します。

令和 4 年 3 月 31 日

※ R5.3.31 以前か R5.4.1 以降かで
使用する様式第 7 号のファイルが違います

岡山県知事 伊原 木 隆 太

記

様式第 7 号
1 補助金確定額
の欄へ転記する

- 1 補助金交付決定額は、金 1,199,000 円とする。
- 2 補助金の額を、金 1,199,000 円に確定する。

【 令和 3 年度 第 4 四半期分 】

※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（四半期ごと）の場合

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳と実績報告書の関係

(別紙②)

令和 4 年 3 月 3 1 日

検査費用実績報告書

- 1 事業実施期間
【令和 3 年度 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ ④ 四半期】
【令和 年 月】

- 2 事業実施場所
 事業所名：ももっち・うらっちクリニック
 所在地：岡山市北区内山下 2-4-6

- 3 上記 1 の期間に実施した無料検査の回数 (受検者負担の検査回数は含めな

	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業		感染拡大傾向時の一般検査事業	
	PCR検査等	抗原定性検査	PCR検査等	抗原定性検査
1回あたり検査キット原価	8,500円	1,300円	①11,000円 ②8,500円	1,300円
1月	回	回	①25回 ②5回	40回
2月	20回	35回	回	回
3月	15回	30回	回	回

※岡山県新型コロナウイルス感染症無料検査事業週次報告書に記載の数値と

一致させてください。

補助確定額 (①+②) : 1,199,000 円
 補助対象経費 (①+②) : 1,261,500 円

- 4 交付申請額の内訳 (検査費用の積算基礎となる無料検査の回数は上記 3 と一致させること)

① PCR検査等 : 747,500円
 <ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業>
 (8,500円 (検査キット原価) + 3,000円 (その他各種経費等)) × 35回 (期間中の総実施回数) = 402,500円

<感染拡大傾向時の一般検査事業>
 (8,500円 (検査キット原価) + 3,000円 (その他各種経費等)) × 30回 (期間中の総実施回数) = 345,500円

② 抗原定性検査 : 451,500円
 <ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業>
 (1,300円 (検査キット原価) + 3,000円 (その他各種経費等)) × 65回 (期間中の総実施回数) = 279,500円

<感染拡大傾向時の一般検査事業>
 (1,300円 (検査キット原価) + 3,000円 (その他各種経費等)) × 40回 (期間中の総実施回数) = 172,000円

※事業所ごとに作成し、記載しきれない場合は別紙を添付すること。

額の確定(交付申請)額に、2か所以上の事業所の実績が含まれている場合は、含まれている事業所の補助対象経費を合計して内訳として報告すること。

例: 10事業所を設置している事業者が一度に「5事業所分」だけ額の確定(交付決定)を受けた場合は、「5事業所」の「補助対象経費」を合計して計算する。

実際の実績報告書には補助対象経費は記載されていないため、補助限度額を超えたキットを使用している場合は注意してください。

注意！！ (補助対象経費の内訳欄関係)

補助対象経費は実際に仕入れにかかった費用で計算するので、

補助限度額を超えた原価のキットを使用した場合、補助確定額≠補助対象経費となります。

この実績報告書例では、PCR検査(一般検査事業)で補助限度額8,500円を超えたキットを使用したため、補助確定額では345,500円を含めて算出した計1,199,000円となりますが、

補助対象経費は

$$\{(11,000円 + 3,000円) \times 25回\} + \{(8,500円 + 3,000円) \times 5回\} = 405,500円$$

として算出するので、補助確定額は1,199,000円ですが、補助対象経費は1,261,500円となります。

(様式第7号別紙)

(個別対応方式の場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

複数の事業所の実績についてまとめて
交付申請・実績報告を行った場合は、
補助対象経費の内訳も実績報告にあわせて
ください。
※適宜 1 事業所名欄を増やしてください。

- 1 事業所名 ももっち・うらっちクリニック
 2 補助金確定額 (様式第7号の1と一致) 1,199,000 円
 3 概要

(1) 補助対象経費の内訳 ※課税仕入とは消費税が掛かる経費支出のこと

科目	課税仕入 (8%)			課税仕入 (10%)			非課税仕入	合計
	課税売上のみ 要する経費	非課税売上のみ 要する経費	共通して 要する経費	課税売上のみ 要する経費	非課税売上 のみ 要する経費	共通して 要する経費		
人件費							440,849	440,849
消耗品費				816,951	3,700			820,651
合計				816,951	3,700		440,849	1,261,500
	A		B	C		D		E

※必要に応じて行を増やすこと また 科目を適宜修正すること

(2) 課税売上割合 (課税資産の譲渡等の対価の額/資産の譲渡等の対価の額)

$$\frac{1,523,000,000}{11,125,870,000} = 0.136888171$$

課税資産の譲渡等の対価の額 資産の譲渡等の対価の額 課税売上割合
 消費税の申告表から転記 ※端数処理しない

(3) 補助対象経費のうち課税売上上にのみ要する経費の占める割合

$$\frac{A}{E} = F(8\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

$$\frac{C}{E} = G(10\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

(4) 補助対象経費のうち共通して要する経費の占める割合

$$\frac{B}{E} = H(8\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

$$\frac{D}{E} = I(10\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

(5) 仕入控除税額 (要返還相当額)

(課税売上上にのみ要する経費に係るもの(8%))

$$1,199,000 \times F \times \frac{8}{108} = \dots \textcircled{1} \quad \text{※端数切捨て}$$

(共通して要する経費に係るもの(8%))

$$1,199,000 \times H \times \frac{8}{108} \times 0.136888171 = \dots \textcircled{2} \quad \text{※端数切捨て}$$

(課税売上上にのみ要する経費に係るもの(10%))

$$1,199,000 \times G \times \frac{10}{110} = 70,588 \dots \textcircled{3} \quad \text{※端数切捨て}$$

(共通して要する経費に係るもの(10%))

$$1,199,000 \times I \times \frac{10}{110} \times 0.136888171 = \dots \textcircled{4} \quad \text{※端数切捨て}$$

合計額 (①+②+③+④) = 70,588 要返還相当額
 様式第7号の2に転記

様式第 4 号（第 9 条関係）

交付決定及び額の確定通知書例
(検査体制整備に関する経費)

岡山県指令保福第9998号

医療法人ももうら会

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 4 年 1 月 1 4 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症
無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県
規則第 5 6 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定し、
同規則第 7 条の規定により通知するとともに、同規則第 1 4 条の規定により、
交付すべき補助金の額を次のとおり確定をしたので通知します。

令和 4 年 1 月 1 4 日

※ R5.3.31 以前か R5.4.1 以降かで
使用する様式第 7 号のファイルが違います

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

記

様式第 7 号
1 補助金確定額
の欄へ転記する

- 1 補助金交付決定額は、金 5 6 6 , 0 0 0 円とする。
- 2 補助金の額を、金 5 6 6 , 0 0 0 円に確定する。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳と実績報告書の関係

(別紙①)

令和4年1月14日

申請者 住所 : 岡山市北区内山下2-4
 名称 (氏名) : 医療法人ももら会
 代表者氏名 : 理事長 岡山 桃太

検査体制整備実績報告書

事業所名	ももっち・うらっちクリニック
所在地	岡山市北区内山下2-4-6
事業開始日	令和4年1月4日

※事業所ごとに作成してください

No.	経費内容	単価 (税込)	数量	計	期
1	折りたたみ式キャスター付きパー ティション (幅180cm×高さ180cm)	¥50,000	1	¥50,000	令和3年12月
2	アクリル板 Lサイズ (縦650×横 1100mm)	¥7,000	1	¥7,000	令和3年12月29日
3	丸椅子	¥3,000	3	¥9,000	令和3年12月29日
4	会議用テーブル (1800×900mm)	¥20,000	1	¥20,000	令和3年12月29日
5	顔認証型 非接触式検知器 温度計	¥80,000	1	¥80,000	令和4年1月4日
6	無料検査 表示看板	¥30,000	1	¥30,000	令和4年1月
7	空気清浄機	¥70,000	1	¥70,000	令和4年1月
8	全自動PCR検査装置リース (3か月 分)	¥300,000	1	¥300,000	令和4年1月 月31日
9				¥0	
10				¥0	
合計 (税込)				¥566,000	

※適宜行を追加してください。

(留意事項)

※ 無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費の補助限度額は、1事業所あたり130万円
 (税込)となります。
 仮に、上記合計額が130万円(税込)を超えた場合でも、補助金額は130万円(税込)とな
 ります。

※ 特に高額な備品については、リースでの整備を基本とします。

※ 次の費用は、対象外となります。
 ・用地の取得費用、貸付金、保証金
 ・本事業の実施に関連しない費用

額の確定(交付申請)額に、
 2か所以上の事業所の実績
 が含まれている場合は、
 含まれている事業所の補助
 対象経費を合計して内訳と
 して報告すること。

例: 10事業所を設置している事業者が
 一度に「5事業所分」だけ額の確定(交付
 決定)を受けた場合は、
 「5事業所」の「補助対象経費」を合計して
 計算する。

仕入控除税額の積算内訳
 の補助対象経費と一致させる

※実績報告額が
 130万円を超えている場合は、
 ・補助対象経費は「実績報告額」
 ・補助確定額は「交付決定及び確
 定通知書に記載の金額」
 となります。

(様式第7号別紙)

(一括比例配分方式の場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

- 1 事業所名

ももっち・うらっちクリニック
- 2 補助金確定額 (様式第7号の1と一致)

566,000

 円
- 3 概要

複数の事業所の実績についてまとめて
 交付申請・実績報告を行った場合は、
 補助対象経費の内訳も実績報告にあわせて
 ください。
 ※適宜 1 事業所名欄を増やしてください。

(1) 補助対象経費の内訳 ※課税仕入とは消費税が掛かる経費支出のこと

科目		課税仕入 (8%)	課税仕入 (10%)	非課税仕入	合計
補助 の 内 訳 の 内 訳 経 費	人件費				
	消耗品費		566,000		566,000
合 計			566,000		566,000
		A	B		C※

※必要に応じて行を増やすこと また 科目を適宜修正すること

(2) 課税売上割合 (課税資産の譲渡等の対価の額 / 資産の譲渡等の対価の額)

$$\frac{\boxed{1,523,000,000}}{\boxed{11,125,870,000}} = \boxed{0.13688817144}$$

課税資産の譲渡等の対価の額 資産の譲渡等の対価の額
消費税の申告表から転記

(3) 補助対象経費のうち課税仕入れの占める割合

$$\frac{\boxed{A}}{\boxed{566,000}} = \boxed{D} \quad \text{※端数処理しない}$$

$$\frac{\boxed{566,000}}{\boxed{566,000}} = \boxed{1.000000000} \quad \text{※端数処理しない}$$

(4) 仕入控除税額 (要返還相当額)

$$\boxed{566,000} \times \boxed{D} \times \boxed{0.13688817144}$$

補助金確定額 D 課税売上割合

$$\times 8 / 108 = \boxed{\dots \text{①}} \quad \text{※端数切捨て}$$

$$\boxed{566,000} \times \boxed{1} \times \boxed{0.136888171442}$$

補助金確定額 E 課税売上割合

$$\times 10 / 110 = \boxed{7,043} \quad \text{※端数切捨て}$$

合計額 (①+②) = 7,043 要返還相当額
 様式第7号の2に転記

(様式第7号別紙)

(個別対応方式の場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

複数の事業所の実績についてまとめて
交付申請・実績報告を行った場合は、
補助対象経費の内訳も実績報告にあわせて
ください。
※適宜 1 事業所名欄を増やしてください。

- 1 事業所名 ももっち・うらっちクリニック
- 2 補助金確定額 (様式第7号の1と一致) 566,000 円
- 3 概要

(1) 補助対象経費の内訳 ※課税仕入とは消費税が掛かる経費支出のこと

科目	課税仕入 (8%)			課税仕入 (10%)			非課税仕入	合計
	課税売上のみ 要する経費	非課税売上のみ 要する経費	共通して 要する経費	課税売上のみ 要する経費	非課税売上 のみ 要する経費	共通して 要する経費		
補助 対象 経費 の内 訳	人件費							
	消耗品費			566,000				566,000
	15ページ注2 参照							
合 計				566,000				566,000
	A		B	C		D		E

※必要に応じて行を増やすこと また 科目を適宜修正すること

(2) 課税売上割合 (課税資産の譲渡等の対価の額/資産の譲渡等の対価の額)

$$\frac{1,523,000,000}{11,125,870,000} = 0.136888171$$

課税資産の譲渡等の対価の額
資産の譲渡等の対価の額
課税売上割合

消費税の申告表から転記
※端数処理しない

(3) 補助対象経費のうち課税売上上にのみ要する経費の占める割合

$$\frac{A}{E} = F(8\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

$$\frac{C}{E} = G(10\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

(4) 補助対象経費のうち共通して要する経費の占める割合

$$\frac{B}{E} = H(8\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

$$\frac{D}{E} = I(10\%) \quad \text{※端数処理しない}$$

(5) 仕入控除税額 (要返還相当額)

(課税売上上にのみ要する経費に係るもの(8%))

$$566,000 \times F \times \frac{8}{108} = \dots \textcircled{1} \quad \text{※端数切捨て}$$

(共通して要する経費に係るもの(8%))

$$566,000 \times H \times \frac{8}{108} \times 0.136888171 = \dots \textcircled{2} \quad \text{※端数切捨て}$$

(課税売上上にのみ要する経費に係るもの(10%))

$$566,000 \times G \times \frac{10}{110} = 51,454 \dots \textcircled{3} \quad \text{※端数切捨て}$$

(共通して要する経費に係るもの(10%))

$$566,000 \times I \times \frac{10}{110} \times 0.136888171 = \dots \textcircled{4} \quad \text{※端数切捨て}$$

合計額 (①+②+③+④) = 51,454 要返還相当額
様式第7号の2に転記